瑞宝双光章を授ける（各通）　岩本　正和　畑瀬　秀司　中坂井　實　高橋　喜久治
瑞宝双光章を授ける（六月六日）　岩本　義夫　山本　松夫　内藤　嘉吉　城島　佐太次　高野　喜　柳楽　和夫
瑞宝双光章を授ける（京都大学名誉教授）　向後　忠昭　西田　利貞
瑞宝双光章を授ける（兵庫県立大学名誉教授）　平子　義雄
瑞宝中綬章を授ける（各通）　東　武三　大窪　久男　上野　昭弘　小菅　幸勇　岩渕　秋山　敏数　人彦　小林　政夫　鹿嶋　清國　稔　高谷　良勝　水本　山佐　能邦　藤間　信次　大津　久男　田中　英夫　野口　謙一　松本　泰男　田邉　古高　勇　高橋　治　小池　正嗣　梶原　高木　真夫　瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月七日）　田井　弘　寺門　富也　優　坂元　昭夫　大河内　瑞宝小綬章を授ける（各通）　秋津　重富　石丸　一郎　関伽井　良章　井手　洋太郎　掛　寛　大　梶川　芳　高倉　清治　友義　内藤原　安　菅　雄　橋　幸嘉隆　鈴木　靖臣　民夫　脊　勝　瑞宝双光章を授ける（各通）　和田　恒男　畑川　健吉　野田　瑞宝双光章を授ける（六月十日）　奈良　和俊　高倉　重臣　島　清　瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月八日）　島　良夫　及川　政明　小島　賢二　宮嶋　瑞宝単光章を授ける（各通）（六月十一日）　赤堀　孝平　瑞宝単光章を授ける（六月十二日）　廣江　松二郎　瑞宝双光章を授ける（六月十三日）

皇室事項

御答電

天皇陛下から四月二十八日オランダ国女王陛下へ発せられた御祝電に対し、五月三十一日御答電があった。

天皇陛下から六月十六日ラオス国国家主席閣下へ発せられた御祝電に対し、同月二十七日御答電があった。

官庁発表

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、熊本労働局の関係事業主を代表する者川口和也の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年７月13日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、熊本労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成23年７月25日

４　推薦書及び添付書類提出先　熊本労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諮　事　項

工場財団

栃木県真岡市並木町二丁目１番地10**仙波糖化工業株式会社**の工場財団に栃木県真岡市松山町24番地２仙波糖化工業株式会社真岡第二工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年７月13日

宇都宮地方法務局真岡支局

栃木県真岡市並木町二丁目１番地10**仙波糖化工業株式会社**の工場財団に栃木県真岡市松山町２番地１仙波糖化工業株式会社真岡第三工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年７月13日

宇都宮地方法務局真岡支局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成23年７月１日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成23年７月13日

仙台法務局長　浅井　琢児

記

氏名　高砂　**襲**男

所属する土地家屋調査士会　宮城県土地家屋調査士会

登録番号　宮城第620号

事務所の所在地　宮城県仙台市太白区八木山東一丁目11番28号

違反行為　本人確認及び登記申請意思の確認義務違反

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成23年６月29日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成23年７月13日　　財務大臣　野田　佳彦

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
パイプたばこ（製造たばこ代用品）	SOEX Herbal Hookah Molasses Double Apple	50.0ｇ　箱	インド	950円
パイプたばこ（製造たばこ代用品）	SOEX Herbal Hookah Molasses Strawberry	50.0ｇ　箱	インド	950円
パイプたばこ（製造たばこ代用品）	SOEX Herbal Hookah Molasses Mixed Fruits	50.0ｇ　箱	インド	950円
パイプたばこ（製造たばこ代用品）	SOEX Herbal Hookah Molasses Grapes	50.0ｇ　箱	インド	950円
パイプたばこ（製造たばこ代用品）	SOEX Herbal Hookah Molasses Water-Melon	50.0ｇ　箱	インド	950円
パイプたばこ（製造たばこ代用品）	SOEX Herbal Hookah Molasses Pineapple	50.0ｇ　箱	インド	950円